

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	人口動態調査票ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査令に基づき、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出について人口動態調査票を作成し、保健所に提出する業務に利用している。
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	<p>（出生票）1子の氏名、2続き柄、3性別、4生まれたとき、5生まれたところ、6子の住所、7父母氏名、8父母生年月日、9父母国籍、10父母の同居開始日、11世帯の主な仕事、12出生の場所、13体重及び身長、14単胎・多胎の別、15妊娠週数、16母の出産した子の数、17出生に立ち会った者</p> <p>（死亡票）1氏名、2性別、3生年月日、4死亡したとき、5死亡したところ、6住所、7国籍、8配偶者の有無、9世帯の主な仕事、10死亡したところ、11施設の所在地又は医師の住所及び氏名、12死亡の原因等</p> <p>（死産票）1父母の国籍、2父母の氏名及び年齢、3死産児の性別、4嫡出子か否か、5母の住所、6世帯の主な仕事、7母の出産した子の数、8妊娠週数、9体重及び身長、10胎児死亡の時期、11死産があったところ、12単胎・多胎の別、13死産の自然人工別、14死産の理由等、15死産に立ち会った者</p> <p>（婚姻票）1氏名、2生年月日、3住所、4国籍、5婚姻後の氏、6同居を始めたとき、7初婚・再婚の別、8世帯の主な仕事</p> <p>（離婚届）1氏名、2国籍、3離婚の種別、4未成年の子の数、5同居の期間、6別居する前の住所、7世帯の主な仕事</p>
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	我孫子市に届出（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）があった者
記録情報の収集方法	事件本人又は戸籍届出人からの届出（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）
要配慮個人情報が含まれ	

るときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	松戸保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係 (行政情報資料室)	
	(所在地) 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するマニュアル処理ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		